



各市町村をつないでいます

平成15年8月25日から

# 住基ネットの 第2次サービス 開始

住民基本台帳ネットワークシステムは地方公共団体共同のシステムとして全国共通の本人確認を可能とするシステムであり、電子政府・電子自治体の基盤となります。昨年8月の住基ネット第1次サービスに続き、平成15年8月25日からは新たに第2次サービスが始まります。ここでは、その内容についてお知らせいたします。

**第2次サービスの内容**  
本年8月25日からは、住基ネットの第2次サービスが始まります。新たに始まるサービスの内容は次のとおりです。

**住民基本台帳カードの交付**  
本人の申請により住民基本台帳カード(ICカード)を1枚500円で交付します。住民基本台帳カードとは、カード内に記録されている住民票コードにより、住基ネットでの本人確認に利用できます(住民票の広域交付、転入転出手続きの簡素化などの本人確認に活用)。

**住民票の写しの広域交付**  
現在、住民票の写しの交付は、住んでいる市区町村です。長期譲渡所得等の特別控除が適用になりました。また、40歳から64歳の方は、介護保険分の保険料も合わせて国保税として納めます。算定方法については、医療費分の方法と同じです。

## 国保だより

# 国民健康保険税の税率が据え置かれました

日本では、誰もが何らかの医療保険に加入することになっており、職場等の保険に加入していない方は、市町村が運営する国民健康保険(以下、国保)に加入することになります。国保に加入すると、受診したとき一部負担金を支払うだけで済みますが、同時に国民健康保険税(以下、国保税)を納める義務が生じます。年度当初に、その年の国保税の税率を検討しますが、今年度は、社会経済状況が大変厳しいこと等を考慮し昨年と同じ税率としました。

## 国保税の算出方法

国民健康保険は、病気やけがに備えて加入者の皆さんがお金を出し合っており、病院で受診するときの医療費などに充てる助け合いの制度です。これを支えているのが国保税で、国などからの補助金とあわせ、国保の給付費用などに充てる貴重な財源となっています。

## 医療費を減らそう

医療費が増え続けると、国保の財政を圧迫し、国保税を値上げせざるを得なくなり、加入している皆さんの負担も大きくなります。国保税を値下げするために、医療費を減らすことが大切です。町で実施している健康診断など定期的に受診し、日頃から健康づくりを心がけ、いつも健康で明るく生活することが重要です。また、国保税を滞納すると、加入者の皆

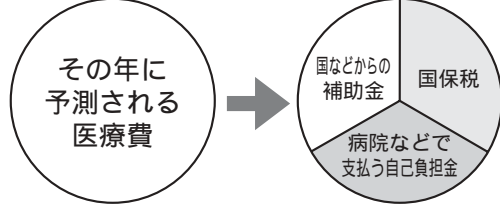
## 県職員へ併任職員の辞令を交付



鈴木真一郎主査

6月2日、県職員への併任職員辞令交付式が町長室で行われ、木賊町長から県中地方振興局の鈴木真一郎主査へ辞令が交付されました。これは、県が昨年度から導入した制度で、個人町民税の収入確保を図り、併せて町税務課職員の滞納整理事務の技術向上を目的に、県の職員が町職員の身分を併せもって町民税の徴収などにあたるものです。

## 国保税の算出方法



<b>国保税</b>	
II	
所得割額	所得に応じて計算 [年収から必要経費・控除を引いた所得×税率]
+	
資産割額	資産に応じて計算 [固定資産税(土地・家屋などにかかる税金)×税率]
+	
均等割額	加入者数に応じて計算 [ひとりあたりの金額×世帯の加入者数]
+	
平等割額	1世帯にいくらかと計算 [まちごとに決められた1世帯あたりの金額]
	(市区町村によって異なります)

青色または白色専従者給与が除外(上限2万円)が廃止されました。

公的年金特別控除(65歳以上で最低140万円)に上乘せられていた特別控除(17万円)が廃止されました。給与所得特別控除(最低65万円)に上乘せられていた控除(上限2万円)が廃止されました。